

平成26年度事業計画書
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1、公益事業1 アジア地域を中心とする民商事法分野での調査・研究及び講演会・セミナー等の開催並びにその援助

成果物については、印刷物にして関係者に配布するとともにホームページ上に公開することとしている。

(1) 調査・研究事業

① 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済・文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、当財団は法務省と共同して、平成11年度より法務省・法務局と裁判所の職員、韓国の大法院(最高裁)・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を実施している。平成26年度は引き続いて「不動産登記制度、商業登記制度、戸籍・供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして、6月に東京、10月に高陽(韓国)で研修を実施する予定である。

② アジア太平洋地域法制度調査研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、アジア太平洋地域の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を実施している。第1期「倒産法及び倒産法に関連する担保」、第2期「ADR」、第3期「知的財産権保護法制」、第4期「国際会社法比較研究」、第5期「株主代表訴訟」、第6期「監査制度」を実施してきたが、平成24年度より3年間の予定で、「会社情報の提供制度」について研究事業を実施している。当年度はその最終年度である。

会社情報提供制度研究会

主 催：法務省法務総合研究所、当財団

期 間：平成24年度より3年間

対象国・地域：韓国、ベトナム、台湾、シンガポール

研究会：座長 近藤光男 神戸大学教授

研究会委員：9名

当年度は、定期的研究会の開催及び成果発表の場としての公開シンポジウムの開催を中心に実施する予定。

③ 調査研究

一昨年、昨年と中央アジア諸国の法制度を理解する上で必要となるロシア法の調査研究を実施したが、当年度も同様の調査を継続して実施する予定。

(2)セミナー、講演会、シンポジウム事業

① 日中民商事法セミナー

当財団は中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として他関係機関の協力を得て中国との法律交流事業を取り進めているが、平成26年度は第19回日中民商事法セミナーを次のとおり開催する予定。

時期・場所：平成26年10月 北京

テーマ：未定（検討中）

主催 日本：法務省法務総合研究所、当財団

中国：国家発展改革委員会

日本側講師：テーマに関する専門家講師2～3名招聘

本セミナーでは日中の開催地側（今年度は中国側）より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国側から要望がであることになっている。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、日中双方の民商事法分野での専門家の交流を通じ、広く企業等実務家にも有意義であるとの評価を受けており、この内容の一層の充実を図るとともに、ますます国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

②国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、前年度は「ミャンマーの法制度及びビジネス法に関する最新情報」をテーマとして実施した。

当年度も法務省法務総合研究所他関係諸機関の協力を得て、前年度に引き続き講演会を開催する予定としている。

③商事法務研究会講演会

平成24年度、公益社団法人商事法務研究会等と共に、「アジア市場の形成に向けた日本の役割」をテーマにしてシンポジウムを開催したが、好評であった。今年度も引き続き企業に関心あるテーマを選び、講演会もしくはシンポジウムの開催を予定している。

④アジア太平洋諸国法制度シンポジウム（会社情報提供制度セミナー）

平成24年度より実施している会社情報提供制度研究会の成果発表の場として研究対象地域である韓国、台湾、シンガポール及びベトナムから専門家を招へいし公開シンポジウムを開催する。

日時：平成26年9月

場所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

主催：法務省法務総合研究所、当財団、日本貿易振興機構（ジェトロ）（予定）

⑤ 国際民商事法「金沢セミナー」

アジア・東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換と、同地域におけるビジネス法・経済法分野での法整備支援のニーズ及びドナー間連携の可能性について意見及び情報交換を行うことを目的として国内外の専門家を招いて実施している。平成26年度は、次のとおり開催する予定である。

時期・場所：平成27年3月 金沢

テーマ：未定（検討中）

主 催：石川国際民商事法センター、当財団、
北國新聞社及び法務省法務総合研究所

⑥ 人材育成のためのシンポジウム

法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要であり、さまざまな人的資源を発掘・確保するための方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供することが必要である。法務省法務総合研究所、名古屋大学法制国際教育協力研究センター(CALE)、当財団他が主催して、他大学生、法科大学院生・若手法曹や研究者を対象に、平成21年8月に「わたしたちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催し、その後継続している。平成26年度は、引き続き、人材育成をテーマして、8月に予定しているサマースクール等と連動させて、6月にキックオフセミナーを、11月にシンポジウムを夫々開催する予定である。

上記の他に、法務省をはじめとしてアジア諸国の法制度に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力することとしている。

2、公益事業2 法整備支援事業

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府開発援助（ODA）の一環として、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地への専門家派遣、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、国際協力機構による民商事分野の支援事業を平成12年度より随意契約で受託し、法務省法務総合研究所他関係先と協力し実施してきた。平成2

0年度よりは共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定され、平成20年度、21年度委託業務を実施した。平成22年度～24年度については一般競争入札となり、当財団はこれに参加し所定の手続きを経て平成22～24年度の業務委託契約を締結した。平成25～27年度については、共同研究会・作業部会等の運営管理業務に加え、それまで個別に随意契約で実施してきた国別研修の精算業務等も合わせた公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定され、平成26年度はその2年目となる。

国際協力機構受託事業収入の過去5年間の推移は以下のとおりである。

受託事業収入（千円）	
平成22年度	61, 230
平成23年度	57, 534
平成24年度	56, 722
平成25年度	71, 032（見込）
平成26年度	72, 281（計画）

（1）H26年度に予定されているプロジェクトは次のとおり。

① カンボジア

案件名：民法・民訴法普及プロジェクト

案件概要：民法・民事訴訟法及び関連法令の定着のための、司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法科経済大学における人材育成、司法省の民事運用能力強化支援、民法関連の不動産共同省令の起草・普及支援

部会等：カンボジア民事訴訟法作業部会、カンボジア民法作業部会

研修予定：20名を2週間の予定で招へい、3回/年

② ベトナム

案件名：法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）

案件概要：中央司法関係機関による法規範文書の運用及び裁判実務改善にかかる組織能力向上、地方の課題への指導・助言能力強化、法規範文書の起草・改正（改正民法、不動産登記法、担保取引登録法、改正民事訴訟法、改正刑事訴訟法等）

部会等：ベトナム民法共同研究会、ベトナム裁判実務改善研究会

研修予定：20名を1～2週間の予定で招へい、3回/年

③ 中国

案件名：(国別研修) 行政訴訟法及び行政関連法

案件概要：中国行政訴訟法及び行政関連法の改正に資する日中の法令・規則及び裁判実務の比較検討

部会等：中国行政訴訟法及び行政関連法アドバイザリーグループ
研修予定：12名を2週間の予定で招へい、2回/年

④ ネパール

a. 案件名：(個別案件専門家) 法整備アドバイザー

案件概要：ネパール政府による第2次5ヶ年司法戦略計画等の効果的かつ効率的な実施、及び民法の立法化・普及の支援等を行う

部会等：ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

b. 案件名：迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト

案件概要：裁判所の事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じた、裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上。

部会等：ネパール裁判AG(9月～)

研修予定：10名を2週間の予定で招へい、2回/年

⑤ モンゴル

案件名：調停制度強化プロジェクト（フェーズ2）

案件概要：調停法成立を受けて、調停制度の全国導入を支援（制度整備、人材育成支援等）

部会等：モンゴル調停制度強化アドバイザリーグループ

⑥ ラオス

案件名：法律人材育成強化プロジェクト

案件概要：民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する理論や実務上の問題を分析した「モデルハンドブック」の作成を通じた、法学教育・研修・実務の改善のための基礎的能力向上

部会等：ラオス民法アドバイザリーグループ（JICA-NETセミナー）

ラオス民事訴訟法アドバイザリーグループ（JICA-NETセミナー）

ラオス刑事訴訟法アドバイザリーグループ（JICA-NETセミナー）

研修予定：15名を2週間の予定で招へい、2回/年

⑦ ミャンマー

案件名：法整備支援プロジェクト

案件概要：法務長官府の法案審査及び法的助言能力の向上及び最高裁判所の法情報の調査及び法案作成能力の向上を含む、両機関の立法実務能力の向上、人材育成強化を支援

研修予定：10名を2週間の予定で招へい、3回/年

(2) その他法整備支援案件

① 法整備支援連絡会

平成12年から法整備支援に関する関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を開催している。平成25年度は従来と同様、平成26年1月に大阪で開催される予定である。(当財団後援)

② インドネシア

案件名：インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

案件概要：インドネシアにおける民事裁判実務の現状と課題などについて情報提供を受けるとともに我が国の民事裁判実務を紹介して、両国の民事裁判実務のあり方などを共同研究

研修予定：10名を2週間招へい。1回/年

③ 東ティモール

案件名：東ティモール共同法制研究

案件概要：東ティモールにおける法制度整備の状況、法案起草能力等に関する最新情報を入手するとともに、我が国の立法技術や制度構築に関する基礎知識等を紹介し、今後の同国における法令整備及びその運用の在り方につき共同研究

研修予定：5名を2週間招へい。1回/年

3、その他

(1) 機関誌「I C C L C」発行

平成26年7月発行予定

平成25年度事業報告、平成26年度事業計画を掲載

その他、セミナー・講演会の成果物として、機関誌「I C C L C」もしくはニュースレター「I C C L C NEWS」を隨時発行予定

(2) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

ホームページでは、財団の活動を幅広く知ってもらうため、セミナー・講演会等の案内を都度掲載し、またその成果物についても、極力ホームページ上で公開することとしている。

以上